

■議案第52号 四万十町町長等の給与の特例に関する条例について

【要旨】

新型コロナウイルス感染症拡大による町民生活及び町内経済への影響を鑑み、町長、副町長及び教育長の給料月額について、令和2年6月から令和2年11月までの間、減額措置を行うものです。

【制定内容】

町長、副町長及び教育長の給料月額について、令和2年6月から令和2年11月までの間、次のとおり減額します。

職名	改正前 給料月額	減額率	改正後 給料月額
町長	737,000 円	△20%	589,600 円
副町長	631,000 円	△20%	504,800 円
教育長	577,000 円	△20%	461,600 円

措置期間中の減額合計 2,334,000 円

【施行期日】

公布の日